

Q10 年度の途中で保険証の「一部負担金の割合」がさかのぼって変更になった場合、差額の請求（又は、差額の返還）は、どのようにすれば良いですか？

A10 所得や世帯構成の変更により、一部負担金の割合が3割から1割に変更になった場合、申請によりその差額を請求することができます（医療機関から返金を受ける場合もあります）。この場合、お住いの市(区) 町の後期高齢者医療担当で、申請手続きをしてください。

手続きに必要なものは、次のとおりです。

- ① 医療機関等での領収書
- ② 本人確認書類
- ③ 振込先金融機関の口座が分かるもの
- ④ 認め印
- ⑤ （被保険者本人の口座以外の振込みを希望する場合は、委任状）
- ⑥ （相続人が申請される場合は、続柄確認書類（Q & AのNo.4を参照ください））

なお、一定期間経過後も差額支給申請をされていない被保険者に対しては、当広域連合よりその申請を勧奨する通知を送付しております（この勧奨通知に基づく申請をされる場合、医療機関等での領収書の添付は不要です）。

また、一部負担金の割合が1割から3割に変更になった場合は、後日、当広域連合から差額分を請求させていただきます（医療機関から請求を受ける場合もあります）。